

補助金現況調書

●補助金の概要

	担当課室	社会福祉室
補 助 金 の 名 称	銚子市民生委員児童委員協議会運営事業費補助金	
性 質 分 類	①運営費補助	
補 助 対 象 者	銚子市民生委員児童委員協議会	
補 助 開 始 年 度	不明	
国 ・ 県 補 助 状 況	①国・県協調補助	
根 拠 規 定 等 名 称 (条 例 、 規 則 、 要 綱)	民生委員推薦会及び民生委員協議会交付金交付要綱（千葉県）	

●補助金の目的等

対 象 者 ・ 団 体 等 が 補助金で行う活動内容	各地区民生委員児童委員協議会の財政基盤強化 各民生委員児童委員の資質向上を図るための各種研修事業など
補 助 目 的 及 び 効 果	協議会の運営の安定化を図るとともに、研修事業等の実施による委員の資質向上により地域福祉を推進する。
補 助 内 容 等	銚子市民生委員児童委員協議会の運営に要する経費 ・ 総会・会議（地区会議・地区会長会議・本部役員会議） ・ 研修及び勉強会・民児協ちょうし発行 など
補 助 率 、 補 助 基 準 等	民生委員児童委員1人あたり6,250円×実数

●交付実績

（単位：千円）

項 目	令和5年度（決算）	令和6年度（決算）	令和7年度（決算）
交 付 件 数	1件	1件	1件
決 算 額	1,038	1,038	1,044
国 支 出 金			
県 支 出 金	1,038	1,038	1,044
そ の 他			
一 般 財 源			

●今後の方向性

方 向 性	現状維持
総 合 評 価 (上記方向性を選択した理由等)	地域住民からの相談支援も複雑化しており、研修等を通じた民生委員・児童委員の資質向上が必須となっている。また、市からの調査や各課事業への協力要請も多くなってきており、連携体制を密にしていける必要がある。今後も協議会への財政支援の必要性は高く、千葉県の補助金を活用し補助金を交付する。

補助金現況調書

●補助金の概要

		担当課室	社会福祉室
補 助 金 の 名 称	銚子市社会福祉協議会運営費補助金		
性 質 分 類	①運営費補助		
補 助 対 象 者	(社福) 銚子市社会福祉協議会		
補 助 開 始 年 度	不明		
国 ・ 県 補 助 状 況	④市単独補助		
根 拠 規 定 等 名 称 (条 例 、 規 則 、 要 綱)	銚子市社会福祉法人の助成に関する条例		

●補助金の目的等

対 象 者 ・ 団 体 等 が 補助金で行う活動内容	地域住民を対象に高齢者・障害福祉など各種福祉事業や社会福祉活動への住民参加の推進、心配ごと相談所の運営、生活資金の貸付など
補 助 目 的 及 び 効 果	社会福祉事業の企画及び実施、社会福祉活動への住民参加援助、地域福祉の推進を図るとともに、協議会の財政基盤の安定を図る。
補 助 内 容 等	社会福祉協議会の運営費 【運営事業】日常生活自立支援事業、法人運営、貸付事業、社会福祉を目的とする事業に関する調査・研究・普及・宣伝事業、ボランティア促進事業、共同募金配分事業、在宅福祉活動事業、災害ボランティアセンター運営事業、地域福祉活動計画推進事業、銚子市民生委員児童委員協議会、銚子地区保護司会事務局運営
補 助 率 、 補 助 基 準 等	事務局運営などに要する経費から自主財源等を控除した金額と当該協議会の平均人件費に配分上限人工を乗じて算定した金額とを比較して少ない方の額

●交付実績

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度 (決算)	令和 6 年度 (決算)	令和 7 年度 (決算)
交 付 件 数	1件	1件	1件
決 算 額	15,952	16,646	17,810
国 支 出 金			
県 支 出 金			
そ の 他			
一 般 財 源	15,952	16,646	17,810

●今後の方向性

方 向 性	現状維持
総 合 評 価 (上記方向性を選択した理由等)	社会福祉のニーズが増大していく中、協議会は社会福祉施策の展開に欠かせない存在であるが、財政面では会費や共同募金について、自治会加入率の低下等により減収している状況である。協議会の安定的な運営を続けるには、市からの補助金が必要不可欠である。

補助金現況調書

●補助金の概要

		担当課室	障害支援室
補助金の名称	銚子市障害者グループホーム運営費補助金		
性質分類	⑤その他事業費補助		
補助対象者	グループホーム運営事業者		
補助開始年度	平成19年度		
国・県補助状況	①国・県協調補助		
根拠規定等名称 (条例、規則、要綱)	銚子市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱		

●補助金の目的等

対象者・団体等が 補助金で行う活動内容	障害のある方が地域で生活できるようにグループホームの運営を行う。
補助目的及び効果	グループホームの運営事業者に対して運営費を補助し、障害のある方が地域で日常生活を営むことができる社会基盤を整備する。
補助内容等	グループホームの運営に要する経費 (入居者が負担する食材料費、家賃、光熱水費などを除く。)
補助率、補助基準等	入居定員、世話人配置基準、障害支援区分で定める補助基準額と補助対象経費の額を比較していずれか少ない方の額

●交付実績

(単位：千円)

項 目	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(決算)
交 付 件 数	15件	17件	16件
決 算 額	13,665	15,882	16,106
国 支 出 金			
県 支 出 金	6,832	7,941	8,053
そ の 他			
一 般 財 源	6,833	7,941	8,053

●今後の方向性

方 向 性	現状維持
総 合 評 価 (上記方向性を選択した理由等)	障害者の地域移行を促進するため、障害者グループホームの安定的な運営を支援する必要がある。

補助金現況調書

●補助金の概要

	担当課室	障害支援室
補助金の名称	銚子市強度行動障害者短期入所事業費補助金	
性質分類	⑤その他事業費補助	
補助対象者	強度行動障害者を受け入れる短期入所事業所	
補助開始年度	平成22年度	
国・県補助状況	①国・県協調補助	
根拠規定等名称 (条例、規則、要綱)	銚子市強度行動障害者短期入所事業費補助金交付要綱	

●補助金の目的等

対象者・団体等が 補助金で行う活動内容	強度行動障害者(多動・自傷・固執・攻撃・不眠・脅迫等の行動上の問題が頻繁に表れるため日常生活に著しい困難を有する状態の者)の受入れ、支援を行う。
補助目的及び効果	強度行動障害者の受入れ先を確保するため、短期入所事業所に補助を行う。
補助内容等	対象者に係る短期入所に従事する職員の給与その他の人件費及び直接必要な運営経費
補助率、補助基準等	対象者1人につきその利用日数に4,720円を乗じて得た額の合計額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれが少ない方の額

●交付実績

(単位：千円)

項 目	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(決算)
交 付 件 数	1件	1件	1件
決 算 額	378	425	94
国 支 出 金			
県 支 出 金	189	212	47
そ の 他			
一 般 財 源	189	213	47

●今後の方向性

方 向 性	現状維持
総 合 評 価 (上記方向性を選択した理由等)	受入の負担が大きい強度行動障害者の受入れ先を確保するため、事業を継続する必要がある。

補助金現況調書

●補助金の概要

	担当課室	障害支援室
補助金の名称	銚子市強度行動障害者施設入所支援事業補助金	
性質分類	⑤その他事業費補助	
補助対象者	重度の強度行動障害者を受け入れる障害者入所施設	
補助開始年度	令和3年度	
国・県補助状況	①国・県協調補助	
根拠規定等名称 (条例、規則、要綱)	銚子市重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱	

●補助金の目的等

対象者・団体等が 補助金で行う活動内容	重度の強度行動障害者(多動・自傷・固執・攻撃・不眠・脅迫等の行動上の問題が頻繁に表れるため日常生活に著しい困難を有する状態の者)の施設入所
補助目的及び効果	重度の強度行動障害者の受入れ先を確保するため、障害者入所施設等に支援を行う。
補助内容等	支援対象者を受け入れた指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所が支援対象者の支援に要した経費(主に人件費)
補助率、補助基準等	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に1/2を乗じた額 【補助基準額】 強度行動障害者1人あたり日額16,000円、最重度の強度行動障害者1人あたり日額32,000円

●交付実績

(単位：千円)

項 目	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(決算)
交 付 件 数	1件	1件	1件
決 算 額	4,141	3,604	5,840
国 支 出 金			
県 支 出 金	2,071	1,802	2,920
そ の 他			
一 般 財 源	2,070	1,802	2,920

●今後の方向性

方 向 性	現状維持
総 合 評 価 (上記方向性を選択した理由等)	重度の強度行動障害者の支援を行う施設に対して、利用者に対する適切な指導・訓練等を実施するために必要な経費の一部を助成することにより、利用者の安全の確保及び行動障害の軽減並びに施設の経営基盤の安定を図る。

補助金現況調書

●補助金の概要

	担当課室	障害支援室
補助金の名称	銚子市精神科診療所の運営に係る補助金	
性質分類	⑤その他事業費補助	
補助対象者	医療法人社団恒友会 銚子こころクリニック	
補助開始年度	平成20年度	
国・県補助状況	④市単独補助	
根拠規定等名称 (条例、規則、要綱)	銚子市精神科診療所の運営に係る補助金交付要綱	

●補助金の目的等

対象者・団体等が 補助金で行う活動内容	精神疾患のある方の外来診療等
補助目的及び効果	平成20年9月末に銚子市立病院の休止により、市内に精神科医療機関がなくなったことから、精神科診療所を経営する者に対して運営費を補助することで、経営基盤の安定化及び市内の精神科診療所を確保し、精神福祉の向上を図る。
補助内容等	精神科診療所の運営に要する費用（診療所の賃借料・人件費）
補助率、補助基準等	補助対象経費の10/10に相当する額（診療所の賃借料及び人件費不足額）を予算の範囲内で補助する。

●交付実績

(単位：千円)

項 目	令和5年度（決算）	令和6年度（決算）	令和7年度（決算）
交 付 件 数	1件	1件	1件
決 算 額	7,860	17,260	17,260
国 支 出 金			
県 支 出 金			
そ の 他			
一 般 財 源	7,860	17,260	17,260

●今後の方向性

方 向 性	現状維持
総 合 評 価 (上記方向性を選択した理由等)	精神科の常勤医師（院長含む）の確保が難しく、非常勤医師で運営を行っていることから、運営費が増加しているほか、初診患者の受入の抑制等により診療報酬が減少しているため、令和5年度から補助対象経費に運営費（人件費）を加えた。今後も、現状の常勤医師の不在や経営状況の改善のため補助を継続する。